

基賃発0120第2号  
基監発0120第2号  
令和8年1月20日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

賃金課長  
監督課長  
(公印省略)

社会保険労務士等が賃金の支払の確保等に関する法律施行規則に基づく手続について電子による提出代行を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が電子申請により立替払賃金の請求手続について提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本日から実施することとしたので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

## 第1 今般の変更の概要

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第17条第1項に規定する立替払賃金の請求手続について、請求者と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することで、当該社会保険労務士等が電子による提出代行を行うことを可能とすることとします。

本変更については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第4号）は本日から施行しますが、電子による立替払賃金の請求手続についての提出代行は、未払賃金立替払電子請求サイトを通じた電子による立替払の請求手続の受付を開始する3月頃から開始いただけるようになることを予定しています。

## 第2 添付する必要がある書類

上記に掲げる手続において、社会保険労務士等が電子による提出代行を行う際に添付する必要がある書類については、「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」（令和3年3月10日付け基政発0310第3号、基監発0310第2号、基賃発0310第4号。別添参照。）第3の内

容にかかわらず、同通知第2の2に定めているとおりです。

以上

別添  
基政発0310第3号  
基監発0310第2号  
基賃発0310第4号  
令和3年3月10日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労働条件政策課長  
監督課長  
賃金課長  
(公印省略)

社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により  
提出代行を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働基準法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」といいます。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働基準法等に基づく手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

## 第1 今般の変更の概要

下記第2の1に掲げる対象手続について、使用者又は労働者（以下「使用者等」といいます。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとします。

本変更につきましては、令和3年4月1日から実施します。

## 第2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

### 1 対象手続

労働基準法（昭和22年法律第49号。労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びこれに基づく命令の規定並びに最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づく

許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に係る手続並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第2項に規定する認定の申請及び同令第14条第2項に規定する確認の申請に係る手続です。

## 2 添付する必要がある書類

下記(1)及び(2)のいずれも添付する必要があります。

### (1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」といいます。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、使用者等が自らの申請書等の提出に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、使用者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいいます。

ア 使用者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限ります。具体的な記載事項につきましては、別紙を参考にしてください。ただし、当該記載事項すべてが記載されている場合には、別紙の様式に限るものではありません。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白などにおいて証明してください。

### (2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいいます。

(3) (1)、(2)に係る書類については、電子申請時に、電子媒体（PDF形式等）で添付することにより提出する必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

## 第3 留意事項

今回の対応は、電子申請の一層の利用促進の観点から、本年4月1日以降、使用者等が電子申請において電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することが不要となる手続について、社会保険労務士等が社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、電子申請による提出代行を行うことを可能とするものです。このため、本取扱いは、上記第2の1に掲げる対象手続に限られるものです。

## 提出代行に関する証明書

年 月 日

○事務所(勤務先事業所)名称 \_\_\_\_\_

○所在地 \_\_\_\_\_

○登録番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業場名称<sup>※1</sup> \_\_\_\_\_

※1 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地 \_\_\_\_\_

○使用者等氏名<sup>※2</sup> \_\_\_\_\_

※2 個人の場合はその氏名

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において 有効であることを証します。 氏名 _____
--------------------	--

社会保険労務士証票の写し(表面) を貼付	社会保険労務士証票の写し(裏面) を貼付 ※記載がある場合のみ
-------------------------	---------------------------------------

2 0 年 保 存
機 密 性 1
令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 令 和 2 8 年 3 月 3 1 日 ま で

基賃発 0120 第3号  
基監発 0120 第3号  
令和8年1月20日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

賃 金 課 長  
監 督 課 長  
( 公 印 省 略 )

社会保険労務士等が賃金の支払の確保等に関する法律施行規則に基づく手続について電子による提出代行を行う場合の取扱いについて

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）に基づく電子請求の利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が電子による対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本日から実施するので、円滑な実施に遺漏なきを期したい。

また、下記第1及び第2については、別添1のとおり、全国社会保険労務士会連合会に対し周知を行っているので、都道府県労働局においても、管内の都道府県社会保険労務士会に対して周知を図られたい。

記

## 第1 今般の変更の概要

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第1項に規定する立替払賃金の請求手続について、請求者と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することで、当該社会保険労務士等が電子による提出代行を行うことを可能とすることとした。

本変更については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第4号）は本日から施行するものの、電子による立替払賃金の請求手続についての提出代行は、未払賃金立替払電子請求サイトを通じた電子による立替払の請求手続の受付を開始する3月頃から開始されることとなる予定である。

なお、本変更は社会保険労務士等が電子請求について提出代行を行う場合に関するものであり、社会保険労務士等が自らを使用者として電子請求を行う場合において

は、本通知の対象ではないことに留意されたい。

## 第2 添付する必要がある書類等

上記に掲げる手続において、社会保険労務士等が電子による提出代行を行う際に添付する必要がある書類及び社会保険労務士等が電子請求に添付する際の留意事項は、別添2「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」(令和3年3月10日付け基政発0310第1号、基監発0310第1号、基賃発0310第3号)第2の2及び3に定めるとおりである。

以上

別添1  
基賃発0120第2号  
基監発0120第2号  
令和8年1月20日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

賃金課長  
監督課長  
(公印省略)

社会保険労務士等が賃金の支払の確保等に関する法律施行規則に基づく手続について電子による提出代行を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が電子申請により立替払賃金の請求手続について提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本日から実施することとしたので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

## 第1 今般の変更の概要

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第17条第1項に規定する立替払賃金の請求手続について、請求者と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することで、当該社会保険労務士等が電子による提出代行を行うことを可能とすることとします。

本変更については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第4号）は本日から施行しますが、電子による立替払賃金の請求手続についての提出代行は、未払賃金立替払電子請求サイトを通じた電子による立替払の請求手続の受付を開始する3月頃から開始いただけるようになることを予定しています。

## 第2 添付する必要がある書類

上記に掲げる手続において、社会保険労務士等が電子による提出代行を行う際に添付する必要がある書類については、「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」（令和3年3月10日付け基政発0310第3号、基監発0310第2号、基賃発0310第4号。別添参照。）第3の内

容にかかわらず、同通知第2の2に定めているとおりです。

以上

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 13 年 3 月 31 日 ま で

基政発0310第1号  
基監発0310第1号  
基賃発0310第3号  
令和3年3月10日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労働条件政策課長  
監督課長  
賃金課長  
(公印省略)

社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により  
提出代行を行う場合の取扱いについて

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働基準法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年4月1日から実施するので、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における電子申請の審査の取扱いについて遺漏なきを期したい。

また、下記第1及び第2については、別添のとおり、全国社会保険労務士会連合会に対し周知を行っているので、局においても、管内の都道府県社会保険労務士会に対して周知を図られたい。

なお、平成29年11月27日付け基政発1127第1号・基監発1127第1号・基安計発1127第1号「労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について」のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号。労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及びこれに基づく命令の規定により使用者等が行う申請や届出、報告等にかかる手続に関する部分については、本年3月31日をもって廃止する。また、平成31年3月29日付け基発0329第1号「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」の記第2については、今後下記第2及び第3の取扱いとするので、了知されたい。

## 記

### 第1 今般の変更の概要

下記第2の1に掲げる対象手続について、使用者又は労働者（以下「使用者等」という。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとした。

本変更については、令和3年4月1日から実施する。

なお、本変更は社会保険労務士等が電子申請に関して提出代行を行う場合に関するものであり、社会保険労務士等が自らを使用者として電子申請を行う場合においては、本通知の対象ではないことに留意されたい。

### 第2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

#### 1 対象手続

労働基準法及びこれに基づく命令の規定並びに最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づく許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に係る手続並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第2項に規定する認定の申請及び同令第14条第2項に規定する確認の申請に係る手続

#### 2 添付する必要がある書類

下記(1)及び(2)のいずれも添付する必要があること。

##### (1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」という。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、使用者等が自らの申請書等の提出に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、使用者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいう。

ア 使用者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限る（別紙参考様式参照）。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白等において証明したものに限る。

##### (2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいう。

#### 3 社会保険労務士等が電子申請に添付する際の留意事項

社会保険労務士等は、上記2の書類をPDF形式等で電磁的に添付した上で、電子申請による提出代行を行う。

### 第3 局署における電子申請の審査

上記第2により行われた電子申請の局及び署における審査については、概ね通常の電子申請の審査と同様であるが、特に以下の事項に留意すること。

#### 1 添付状況の確認

上記第2の2の書類を確認し、添付がない場合や閲覧できない状態となっている場合は、補正指示書を発出すること。

#### 2 書類内容の確認

e-Gov上の基本情報の連絡先情報欄に入力されている社会保険労務士等の情報と上記第2の2の書類を照合し、齟齬がある場合には、補正指示書を発出すること。

なお、社会保険労務士等の氏名又は名称が旧字体であること等により一致しない場合は、この限りでない。

## 提出代行に関する証明書

年 月 日

○事務所（勤務先事業所）名称 \_\_\_\_\_

○所在地 \_\_\_\_\_

○登録番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業場名称<sup>※1</sup> \_\_\_\_\_

※1 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地 \_\_\_\_\_

○使用者等氏名<sup>※2</sup> \_\_\_\_\_

※2 個人の場合はその氏名

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において 有効であることを証します。 氏名 _____
--------------------	--

社会保険労務士証票の写し（表面） を貼付	社会保険労務士証票の写し（裏面） を貼付 ※記載がある場合のみ
-------------------------	---------------------------------------